

会員規約

第1章 総称

第1条 (名称)

施設名は、医療法人社団 埼玉光明会 メディカルアスレチック東大沢 (以下「本施設」という) と称します。

第2条 (所在地)

本施設は、埼玉県越谷市大沢3219-19を所在地とします。

第3条 (目的)

本施設は、医療法第42条第5号、健康増進法、及び健康日本21に基づき心身の健康の維持増進を図ることを目的とします。

第4条 (運営・管理)

本施設の運営・管理は、医療法人社団 埼玉光明会 (以下「法人」という) が行います。

第2章 会員

第5条 (入会資格)

本施設への入会資格は、健康増進法に基づき、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めようとする方とします。

第6条 (会員資格の取得)

- 1 本施設へ入会を希望する方は、法人の診療所でメディカルチェックを受け、医師の許可を得なければなりません。
- 2 医師の許可を得た後、入会申込書にて届け出を行い、会員資格を取得します。

第7条 (会員資格の譲渡等)

会員の資格は会員本人に限り、その会員資格を他に譲渡、相続及び名義変更することが出来ません。

第8条 (会員証)

- 1 法人は、会員に対して会員証を発行します。
- 2 会員は本施設利用に際して、会員証を提出するものとします。
- 3 会員証は、他に貸与できないものとします。
- 4 会員は、会員証を紛失した場合は、直ちに申し出るものとします。尚、再発行に伴う費用は会員の負担とします。

第9条 (入会金・納入方法)

入会金は、入会案内の入会手続きの項で定める金額とし、入会時に診療所窓口で納入するものとします。一旦納入された入会金は理由の如何を問わず、原則として返還いたしません。有効期限は、会員資格喪失時までとします。

第10条 (月会費・納入方法)

月会費は、入会案内の入会手続きの項で定める金額とし、法人に納入しなければなりません。初月及び翌月分の月会費は、診療所窓口で納入し、翌々月分より口座振替となります。

第11条 (入会金等の変更)

法人は、経済情勢等の事由により入会金、月会費等の料金を変更することができます。

第12条 (利用者)

法人が別途定める施設・サービスを会員が利用する場合には、法人は別途利用料の支払いを求めることができます。

第13条 (休会)

- 1 休会届を提出した月の翌月から休会となります。
- 2 休会期間は休会開始月から1年間が限度となります。1年以内に復会しない場合は自動的に退会となります。
- 3 休会期間を過ぎて入会する場合は、再度、入会手続きが必要となります。その際は入会金が必要となります。
- 4 休会期間中の月会費は発生しません。
- 5 休会期間中は施設を利用できません。利用を再開する場合は、復会手続きが必要となります。

第14条 (復会)

- 1 復会届を提出した月の翌月から復会となります。
- 2 月会費は復会した月の分から口座振替となります。入会金は、発生しません。

第15条 (退会)

- 1 退会届を提出した月の月末で退会となります。
- 2 退会後の入会は、再度、入会手続きが必要となります。その際、入会金は発生します。

第16条 (除名等)

法人は、次の各号の一に該当する場合は、会員資格の一定期間停止又は除名することができます。

- 1 本規約に反する行為があったとき。
- 2 法人及び本施設の名誉、信用を傷つけ、または運営の秩序を乱したとき。
- 3 会員が納入すべき月会費、その他の債務を滞納し、法人の催告に応じないとき。
- 4 その他、会員としてふさわしくない言動があったとき。

第17条 (会員資格の喪失)

会員は、退会、除名、死亡及び会員としての要件の喪失、その何れかに該当する場合、会員資格を喪失します。

第18条 (届出事項の変更等)

会員は、氏名、住所、連絡先及びその他入会申込書記載事項に変更が生じた場合には、速やかに法人に届け出るものとします。変更届の未提出による法人からの催告等の不備に関する一切の責任は会員が負うものとします。

第3章 運営・管理

第19条 (運営・管理)

- 1 本施設の運営・管理は、法人の責任において行います。
- 2 会員は、本施設の運営・管理について関与できません。
- 3 法人は本施設利用の利用規定等、運営・管理に関与する規則を定め、且つこれを変更することが出来ます。

第20条 (規約等遵守)

本施設利用者は、本規約及び入会案内、利用上の注意に関する事項を遵守しなければなりません。

第21条 (営業日、休業日及び営業時間)

本施設の営業日、休業日及び営業時間は入会案内の施設概要の項で定めます。

第22条 (施設利用の制限)

- 1 法人特別行事、講習会開催、施設の改修、その他必要と認めるとき、施設の全部又は一部の利用を制限します。
- 2 法人は施設によって予約の扱いを必要とし、利用時間を制限することができます。
- 3 法人は次の各号の一に該当する方の利用を制限することができます。
 - ① 刺青のある方、暴力団関係者及び本施設が不適当と認める方。
 - ② 他人に感染する恐れのある疾患等を有する方。
 - ③ 飲酒等により、正常な施設利用が出来ないと認められた方。
 - ④ 妊産婦の方。
 - ⑤ 医師により運動が禁じられた方。

第23条 (責任事項)

- 1 本施設で発生した盗難、怪我や事故などの人的・物的事項について、法人は、一切の責任を負いません。また、会員は損害金等の請求を行わないものとします。
- 2 会員が本施設内で自己の責任に帰すべき事由により、法人または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとします。

第4章

第24条 (閉鎖)

法人は、次の各号の一に該当する場合は本施設を閉鎖することができます。すべての会員は退会とし、如何なる異議申立をすることもできません。また、法人は会員に対し、特別の補償を行わないものとします。

- 1 法令の制定改廃または行政指導により営業が不可能になったとき。
- 2 災害等により施設の被害が大きく、営業が不可能になったとき。
- 3 著しい法人情勢の変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

第25条 (改定)

法人は、本規約を必要に応じて改定することができるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第26条 (その他)

本規約に定めなき事項並びに業務運営上必要な事項は、法人がこれを定めるものとします。

第27条 (施行)

本規約は、2019年3月1日より施行いたします。